

## 総合福祉会館使用料福祉目的減免ガイドライン

### 1 趣旨

この基準は、総合福祉会館使用許可事務取扱要綱（平成5年4月26日制定）第3条第2号に規定する福祉目的による総合福祉会館使用料の減免を行うにあたり必要な事項を定めるものです。

○総合福祉会館使用許可事務取扱要綱

第3条 条例第7条第3項に規定する使用料の減免の対象及び割合は、次に掲げるとおりとする。

(2) 次に掲げる者のための会議、講習会、講演会、研修会、訓練会、相談会、集い、展示会、バザー等を行う場合 全額

ア 高齢者、身体障害者及び知的障害者並びにその家族

イ 母子・父子家庭の者

ウ その他福祉関係の援助を必要とする者

### 2 考え方

(1) 要綱第3条第2号各号に掲げる者（以下「高齢者等」という。）を直接の対象として、高齢者等のための会議（例：障害者の地域参加を進めるための検討会議等）又は研修会・集い（例：高齢者のための書道練習、パソコン研修等）が福祉目的減免の対象となります。

一方、高齢者等にサービスを提供する法人の理事会等の会議の開催又はその役職員への研修若しくは訓練（例：NPO法人〇〇会役職員研修等）は、高齢者等にサービスを提供する者のための研修会等であり、高齢者等を直接の対象としていないため、福祉目的減免の対象とはなりません。

なお、高齢者等が参加する研修会等については、参加者のうち高齢者等の占める割合が過半数以上の場合を福祉目的減免の対象とします。

(2) 介護サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等が開催するサービス担当者会議等は、利用者宅又は事業所内の相談室での開催が通常であり、また、これらの開催に要する費用が介護報酬等の中で評価されていることから福祉目的減免の対象とはなりません。

ただし、事業者が実施するものであっても、高齢者等の家族を対象とした無償のケア訓練会等、サービス提供に直接関係しないものは福祉目的減免の対象となります。

(3) (1) 及び (2) の規定により減免対象と考えられる場合であっても、研修会等の参加者から費用を徴収する場合は、徴収総額が開催費用の総額を下回るときに限り、福祉目的減免の対象となります。

### 3 その他

減免申請があった場合は、利用目的又は徴収費用等を確認するため、申請者から会議等の実施計画及び予算書等の写しの提出を求める場合があります。

#### 附 則

このガイドラインは、令和4年10月1日から施行します。